

児童手当を支給します

児童手当の6月定期支給分を6月10日(金)に、あらかじめ指定された受給者名義の金融機関口座に振り込みます。

今回支給する手当は、平成28年2月～平成28年5月の4か月分です。

なお、平成27年10月に1年分の支給額を通知しましたが、その金額に変更のない方については、個別に通知を行いませんので、預金通帳などで入金を確認してください。

児童手当・特例給付現況届を提出してください

この届は、毎年6月1日における状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

現況届は6月上旬に郵送しますが、届かない場合は連絡してください。

対象者 平成28年5月まで児童手当を受給していた方

受付期限 6月30日(木)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く。)

※ただし、6月6日(月)～12日(日)の期間は、土・日曜日も含めて市役所1階に特設窓口を開設します。

※11日(土)・12日(日)の受付時間は、午前8時30分～午後0時15分です。

受付場所 市役所3階こども育成グループ

※郵送による提出も受付可(郵送料は受給者負担)

提出書類 ○児童手当・特例給付現況届

○受給者が厚生年金などに加入している場合は、受給者本人の健康保険証の写し

○平成28年1月1日に高浜市に住所がなかった方は、平成28年度(平成27年分)児童手当用所得証明書

※そのほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 ㊟こども育成グループ 児童手当担当 ☎52-1111 (内線362)

高浜市のまちづくりココが聞きたい・知りたい!

「まちづくりトーク&トーク」

まちづくりは、まちの課題を知ることから始まる—そんな思いから「まちづくりトーク&トーク」では、市内で活動している10人以上の団体・グループを対象に、市役所職員が市民の皆さんの生活や活動の現場へ出向き、高浜市のまちづくりについて「こんなことが知りたい」といったテーマに基づき、市の取組状況や課題などに関する説明、懇談・意見交換を行っています。

日ごろ、市民の皆さんが生活や活動をしているなかで感じているまちづくりの素朴な疑問、「もっとこんなふうにしてみたらどう?」といったアイデアなど、いっしょに対話のキャッチボールをしましょう!

申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、市役所総合政策グループへ提出してください。

※開催日時や希望テーマなど、詳しくは問い合わせてください。



▲昨年度の開催の様子

問合せ先 ㊟総合政策グループ ☎52-1111 (内線366・339)